

令和 8 年度 町民税・県民税 の申告の手びき

●町・県民税の申告について

町・県民税につきましては、毎年町民のみなさまのご協力をいただいておりますが、令和 8 年度(令和 7 年分)の申告をしていただく時期になりました。この申告書は令和 8 年度(令和 7 年分)の町・県民税の課税資料として大切なものですから、**3 月16日までに必ず提出**してください。

※ **所得税の確定申告をされる人は、この町・県民税の申告は必要ありません。**
※ この「申告の手びき」は町・県民税の申告にあたって、一般的な事項について説明したものです。

◎申告書をお送りしている人

- (1) 前年度に住民税の申告をした人
- (2) 前年中に勤務先を退職した人
- (3) 令和 7 年 3 月高校卒業年齢以上の税法上の扶養になっていない人
- (4) その他申告の必要があると思われる人

町・県民税の申告をしなければならない人

1. 令和 8 年 1 月 1 日現在吉見町内に住んでいた人
※ この申告書は町・県民税の税額計算や非課税の判定を行うための資料として提出していただくものです。所得のない場合も次のような事務処理に使用しますので、提出していただく必要があります。
 - ・ 国民健康保険税の算定
 - ・ (特別)児童扶養手当の認定
 - ・ 一般の扶養認定
 - ・ 保育所の保育料の算定及び副食費の免除など
2. 給与所得者は、通常、申告の必要はありませんが、次のような人は申告してください。
 - (1) 勤務先から町長あてに給与支払報告書の提出がない人
なお、年末調整済の給与支払報告書(源泉徴収票)をお持ちの人は「住所・氏名」等を記入のうえ、申告書に貼付し、郵送していただいても結構です。
 - (2) 給与所得の他に家賃、配当などの所得があった人(所得税の取扱いは、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人は確定申告をする必要はありませんが、町・県民税は申告の必要があります。)
 - (3) 給与の支払いを 2 か所以上の事業所等から受けている人
 - (4) 令和 7 年中に退職し令和 8 年 1 月 1 日現在、就職していない人

◎所得のなかった人は、申告書の表面右下の備考欄に下記の記入例を参考に前年の状況を記入してください。
※記入例

- (1) 吉見一郎 (父) から扶養・仕送りを受けていました。
- (2) 学生でした。(○大学○年)
- (3) 障害年金・遺族年金・雇用保険(失業保険)を受けていました。
- (4) 病気・怪我のため療養していました。
- (5) 生活保護法による生活扶助を受けていました。

持参または添付していただくもの

申告書、本人確認書類(マイナンバーカード 1 点または通知カードと運転免許証等の 2 点)のほか、申告内容により次の書類をお持ちください。
郵送により申告書を提出する場合は、次の書類を添付してください。

- 1 所得金額を証明する書類(源泉徴収票、収支内訳書等)
- 2 国民健康保険税のほか、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金等保険料を支払った金額がわかるもの
- 3 生命保険料、地震保険料控除証明書
- 4 医療費控除(又はセルフメディケーション税制)の明細書
医療費の領収書の提出の代わりに作成・添付が必要です。
セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、予防接種・がん検診・健康診断等の領収書又は結果通知表が必要です。
- 5 その他参考となるもの(シルバー人材センターの配分金支払明細書等)

◎給与所得の速算表

給与所得の金額の求め方……「**給与等の収入金額の合計額**」をこの表の「給与等の収入金額の合計額」欄に当てはめ、その当てはまる行の右側の「給与所得の金額」欄に記載されている金額又は計算式によって求めた金額が給与所得の金額です。

給与等の収入金額(税込) A	給与所得の金額	
～650,999円	0円	
651,000～1,899,999円	A-650,000円	
1,900,000～3,599,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。	「A×4×70%-80,000円」で求めた金額
3,600,000～6,599,999円	(算出金額：A)	「A×4×80%-140,000円」で求めた金額
6,600,000～8,499,999円	「収入金額×90%-1,100,000円」で求めた金額	
8,500,000円 以上	給与等の収入金額の合計額から1,950,000円を控除した金額	

《計算例》
「**給与等の収入金額の合計額**」が5,812,500円の場合の給与所得の金額
① 5,812,500円÷4=1,453,125円
② 1,453,125円の千円未満の端数を切り捨てる → 1,453,000円……A
③ 1,453,000円×4×80%-140,000円=4,209,600円

◎公的年金等の雑所得金額の算出方法

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳未満 (昭和36年1月2日以後に生まれた人)	130万円未満	(A)－60万円	(A)－50万円	(A)－40万円
	130万円以上 410万円未満	(A)×75%－27万5千円	(A)×75%－17万5千円	(A)×75%－7万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A)×85%－68万5千円	(A)×85%－58万5千円	(A)×85%－48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×95%－145万5千円	(A)×95%－135万5千円	(A)×95%－125万5千円
	1,000万円以上	(A)－195万5千円	(A)－185万5千円	(A)－175万5千円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前に生まれた人)	330万円未満	(A)－110万円	(A)－100万円	(A)－90万円
	330万円以上 410万円未満	(A)×75%－27万5千円	(A)×75%－17万5千円	(A)×75%－7万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A)×85%－68万5千円	(A)×85%－58万5千円	(A)×85%－48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×95%－145万5千円	(A)×95%－135万5千円	(A)×95%－125万5千円
	1,000万円以上	(A)－195万5千円	(A)－185万5千円	(A)－175万5千円

◎家内労働者等の所得計算の特例

家内労働者等の事業所得、雑所得(公的年金等以外)の実額経費が65万円に満たないときは、それぞれの収入金額を限度に65万円を必要経費として所得計算を行うことになります。

※ 給与所得を有する場合には、「65万円－給与所得控除額」となります。
(家内労働者等とは)

家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対し継続的に人的役務の提供を行うことを業務としている人(シルバー人材センターからの派遣を含む)で、事業所得又は雑所得を有する人をいいます。

◎医療費控除

次に掲げる①または②の控除、いずれか一方を選択適用します。
①医療費控除
その年中に支払った医療費－保険などで補てんされる額＝A
A－10万円または所得の5%(どちらか少ない方)
＝医療費控除額(最高200万円)
②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)
(※健康の保持増進及び疾病予防への取組みをされた方)
その年の特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)購入の額－12,000円＝医療費控除の特例の控除額(最高88,000円)

◎配偶者控除及び配偶者特別控除

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合は給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,180万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 58万円以下	33万円	22万円	11万円	1,230,000円以下
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	1,230,000円超 1,550,000円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	133万円超	適用なし	適用なし	適用なし	2,015,999円超

◎特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	控除額	【参考】 特定親族の収入が給与所得だけの場合の特定親族の給与等の収入金額
58万円超 95万円以下	45万円	123万円超 160万円以下
95万円超 100万円以下	41万円	160万円超 165万円以下
100万円超 105万円以下	31万円	165万円超 170万円以下
105万円超 110万円以下	21万円	170万円超 175万円以下
110万円超 115万円以下	11万円	175万円超 180万円以下
115万円超 120万円以下	6万円	180万円超 185万円以下
120万円超 123万円以下	3万円	185万円超 188万円以下

◎町民税・県民税の計算方法 ※今後税法等の改正があった場合は新税法が適用されます。

税額計算のしくみ(一般的な場合)

収入金額 その年に課税した収入金額や支払を受けた金額	－	必要経費等 収入を得るために費やした金額や 給与所得控除金額等	＝	所得金額 (例)事業・配当・不動産・給与・譲渡・一時・雑等の種類があります
所得金額 各所得金額の合計額から経費・雑損失の繰越控除をした金額	－	所得控除額 各種所得控除の合計額	＝	課税標準額 1,000円未満切り捨て
課税標準額 (給与所得分)	×	町民税税率 6%	＝	算出所得割額
	×	県民税税率 4%	＝	算出所得割額
			－	調整控除額
			－	税額控除 (配当控除等)
			＋	均等割額 3,000円
			＋	均等割額 1,000円
				＝ 年税額

◎所得割の税率および均等割額

	町民税	県民税
所得割	6%	4%
均等割	3,000円	1,000円

◎森林環境税

国税
1,000円

※町県民税均等割と併せて課税されます。

◎税額控除(配当控除)

種類	区分	課税所得金額が1000万円以下の部分		課税所得金額が1000万円超の部分	
利益の配当等		町民税 1.6%	県民税 1.2%	町民税 0.8%	県民税 0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	町民税 0.8%	県民税 0.6%	町民税 0.4%	県民税 0.3%
	外貨建等証券投資信託	町民税 0.4%	県民税 0.3%	町民税 0.2%	県民税 0.15%

(注) ここに記載した内容は、令和 7 年12月現在の税法によるもので、今後、税法が改正された場合には、一部変更になることがあります。

申告期限は、3月16日です。

町・県民税申告についての問い合わせ先
吉見町税務会計課
電話 0493 (54) 5028 課税係

所得から差し引かれる金額

○社会保険料控除^⑬

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために令和7年中に支払った国民健康保険、国民年金、健康保険、雇用保険、厚生年金、農業者年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの保険料等

○小規模企業共済等掛金控除^⑭

小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金や心身障害者扶養共済の掛金

○生命保険料控除^⑮

受取人があなたや、あなたの配偶者その他の親族となっている生命保険契約等や個人年金保険契約等に基づいて、あなたが令和7年中に支払った保険料や掛金のうち分配金を差し引いた金額

○控除額の算出方法

①平成24年1月1日以後の契約に基づく、一般・個人年金・介護医療保険料控除額の計算(合計で最高70,000円)		②平成23年12月31日以前の契約に基づく、一般・個人年金保険料控除額の計算(合計で最高70,000円)		③新契約(①)と旧契約(②)の両方ある場合	
支払った金額	控除額	支払った金額	控除額	支払った金額	控除額
12,000円以下	支払額の全部	15,000円以下	支払額の全部	一般・個人年金・介護医療保険料控除それぞれで計算した金額の合計額(制度額28,000円)	合計で最高 70,000円
12,000円超 22,000円以下	支払額× $\frac{1}{2}$ + 6,000円	15,000円超 40,000円以下	支払額× $\frac{1}{2}$ + 7,500円		
22,000円超 56,000円以下	支払額× $\frac{1}{4}$ + 14,000円	40,000円超 70,000円以下	支払額× $\frac{1}{4}$ + 17,500円		
56,000円超	一律28,000円	70,000円超	一律35,000円		

○地震保険料控除^⑯

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋若しくはそれらの有する家財等を保険の目的とし、かつ、地震や噴火を原因とする火災等によって生じた損害に対して支払われる契約の保険料又は掛金を支払った場合に控除されます。
※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険については、経過措置として従来どおり地震保険料控除の対象となります。

○控除額の算出方法

①地震保険料だけの場合		②旧長期損害保険料だけの場合 ※保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの		③地震保険料と旧長期損害保険料との両方ある場合	
支払った金額	控除額	支払った金額	控除額	支払った金額	控除額
50,000円以下	支払額× $\frac{1}{2}$	5,000円以下	支払額の全部	地震保険料について①により求めた金額+旧長期損害保険料について②により求めた金額	合計で最高 25,000円
50,000円超	一律25,000円	5,000円超 →15,000円	支払額× $\frac{1}{2}$ + 5,000円		
		15,000円超	一律10,000円		

○寡婦・ひとり親控除^⑰ ⑱

寡婦	夫と死別、離婚後婚姻していないで、扶養親族を有し、合計所得金額500万円以下の人	控除額 26万円
	夫と死別後、婚姻していないで、合計所得金額500万円以下の人	
	夫(妻)と死別、離婚後婚姻していないで、扶養親族である子を有し、合計所得金額500万円以下の人	控除額 30万円
ひとり親控除	未婚のひとり親で、扶養親族である子を有し、合計所得金額500万円以下の人	

○勤労学生控除^⑲ 控除額は26万円

本人の合計所得金額が85万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の学生

○障害者控除^⑳

普通障害者控除額は1人につき26万円(特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者及び扶養親族が障害者の場合
イ. 心臓喪失の状況にある人
ロ. 知的障害者…重度の人は特別障害者
ハ. 身体障害者手帳の交付を受けている者…1・2級の人は特別障害者
ニ. 戦傷病者手帳の交付を受けている者…特別～第3項症の人は特別障害者
ホ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者…1級の人は特別障害者

○配偶者控除^㉑ 控除額は表面を参照

○配偶者特別控除^㉒

○扶養控除^㉓ 控除額は1人につき33万円
(老人扶養親族 38万円)
(同居老親扶養親族45万円)
(特定扶養親族 45万円)

令和7年12月31日現在(年中途中で死亡した人の場合は死亡当時)控除対象扶養親族(平成22年1月1日までに生まれた人)で次に該当する人。配偶者や事業専従者は該当しません。
イ. 所得のない人
ロ. 合計所得金額が58万円以下の人
ハ. 老人扶養親族…昭和31年1月1日以前生まれの人
ニ. 同居老親…老人扶養親族のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属でそのいずれかと同居している場合
ホ. 特定扶養親族…平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの子の扶養親族

○特定親族特別控除^㉔ 控除額は表面を参照

○雑損控除^㉕

災害や盗難などで資産に損害を受けたとき

○医療費控除^㉖

次のいずれか一方を選択適用できます。【※控除額は表面「医療費控除」を参照】
④あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために令和7年中に医療費を支払った場合(診療費、治療費、医薬品の購入費、分娩費、入院費、療養上の世話を受けるための費用等)
⑤健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行った方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合(スイッチOTC医薬品の購入費用)
※健康の保持増進及び疾病の予防の「一定の取組」とは、次の健康診査、検診等です。
・市区町村のがん検診 ・職場で受けた定期健康診断
・特定健康診査 ・人間ドックやがん検診等の各種健診(検診)
※保険金などで補てんされる金額は含まれません。

申告書の書き方

令和8年度分 市町村民税 申告書

受印	現住所	吉見町大字下細谷411	整理番号	
	1月1日現在の住所	同上	業種又は職業	会社員
	フリガナ	ヨシミ タロウ	電話番号	54-1511
氏名	吉見 太郎	個人番号	123456789012	
生年月日	49・5・1	世帯主の氏名	吉見太郎	
住所コード		続柄	本人	基本コード
提出年月日	年 月 日	行政区コード		納税コード

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	国民健康保険	552,800
	合計	552,800
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	50,000
	旧生命保険料の計	20,000
	合計	70,000
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	28,000
	旧長期損害保険料の計	15,000
⑰ 寡婦・ひとり親控除	⑰ 寡婦控除	
	⑱ ひとり親控除	
⑲ 勤労学生控除	勤労学生控除	
⑳ 障害者控除	障害者控除	
㉑ 配偶者控除	配偶者控除	
㉒ 配偶者特別控除	配偶者特別控除	
㉓ 扶養控除	扶養控除	
㉔ 特定親族特別控除	特定親族特別控除	

1 氏名	吉見 冬男	生年月日	49・12・20	同居・別居の区分	同居	続柄	子
2 氏名		生年月日		同居・別居の区分	同居	続柄	
3 氏名		生年月日		同居・別居の区分	同居	続柄	

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉕ 雑損控除	災害の箇条	災害年月日	災害を受けた資産の種類	
㉖ 医療費控除	支払った医療費等	65,000	保険金などで補填される金額	

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

表

収入・所得金額

○事業【営業等(ア・①) 農業(イ・②)】

営業等【ア】…販売業、製造業、建設業、サービス業、自由職業(外交員、集金人、大工、左官、家内労働者)などによる収入を記入します。
農業【イ】…農産物の生産、果樹の栽培、農家が兼営する家畜の飼育などによる収入を記入します。
所得【①・②】とは…収入【ア・イ】の金額から必要経費(商品の原価、雇人費、水道光熱費、広告宣伝費、通信費、減価償却費、事業専従者控除等)を引いた金額が所得となります。

○不動産(ウ・③)

アパート、貸事務所、貸家、貸地、貸ガレージなどから生ずる収入で権利金、頭金なども含みます。
※収入【ウ】の金額から必要経費(修繕費、火災保険料、減価償却費、固定資産税、管理費、借入金利子など)を引いた金額が所得となります。

○利子(エ・④)

源泉分離課税以外の利子収入を記入します。

○配当(オ・⑤)

法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託(公社債投資信託及び公営公社債等運用投資信託を除く。)及び特定目的信託の収益の分配などに係る所得を記入します。

○給与(カ・⑥)

給料、賃金、賞与、俸給、歳費及び事業専従者としての給与収入などを記入します。
※給与と所得金額の求め方(裏面参照)

○雑【公的年金(キ・⑦)】

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金の収入金額を記入します。
※年金所得金額は、公的年金等の雑所得金額の算出方法により求めることになっています。(裏面参照)

○雑【その他(ケ・⑧)】

著述家、作家以外の人から受ける原稿料、印税、講演料、シルバー人材センターの配分金などの収入、また他の所得にあてはまらない収入を記入します。
※収入【ケ】の金額から必要経費(調査研究費、交通費など)を引いた金額が所得となります。

○総合譲渡・一時所得(コ・サ・シ・⑨)

車両、機械などの資産を譲渡したことによる収入や、賞金、競馬の払戻金、生命保険金などの一時的収入を記入します。譲渡した資産の取得費、仲介手数料などが必要経費となります。

○その他の所得

分離譲渡所得…土地建物等の資産の譲渡による所得(長期、短期)、一定の株式等を譲渡したことによる所得
山林所得…山林の伐採や立木の譲渡による所得
退職所得…退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与等
※これらの所得のある人は、税務署で申告を行ってください。